

<入院時食事療法及び入院時生活療養について>

当院は、厚生労働大臣が定める基準による入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っております。

管理栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については午後 6 時以降）および適温で提供する体制を整えています。

R8 年 6 月の診療報酬改定に伴い、入院中の食事・居住費の自己負担額を以下の通り改定いたします。

入院時食事療養費の標準負担額（1 食につき）

一般所得者		510 円→550 円
一般所得者（指定難病の方）		300 円→330 円
住民税非課税の方	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内の方	240 円→270 円
	過去 1 年間の入院期間が 90 日超えの方	190 円→220 円
	70 歳以上低所得区分Ⅰ	110 円→130 円

当院では、「入院時生活療養費（Ⅰ）」の届出を行っており、療養上必要な基準を満たした体制で行っています。療養病

床に入院の 65 歳以上の方は、入院時生活療養費として、食費と居住費について一部自己負担があります。

居住費（1 日につき）	370 円→430 円
-------------	-------------

R8 年 6 月 1 日
医療法人 啓愛会 白梅病院